

戦後補償				
出版社	頁	項目	記述	コメント
大阪書籍			(該当する項目・記述なし)	現行版では「日本の戦争の犠牲になった人々への補償が、問題として残っていることも忘れてはなりません」と記述(200頁)。2005年度版にはなし。
教育出版	183	【囲み】戦後の処理～補償問題	サンフランシスコ平和条約(→P.186)および各国との賠償協定によって、日本政府は「国家間の補償問題は完全に解決済み」としています。しかし、戦争時に日本軍の行為で被害をうけた個人に関しては、現在でもアジア諸国から、日本の加害について補償を求める動きがつついています。	現行版では「アジアのなかの日本」という発展学習コーナーを設け、韓国・朝鮮人もと軍属・強制労働への補償問題に言及、在日韓国・朝鮮人に対する差別についても記述していた(221頁)。しかし、2005年度版では朝鮮人を特筆する記述がない。
清水書院			(該当する項目・記述なし)	
帝国書院	231	戦後補償と近隣諸国	<p>日本が太平洋戦争中、植民地支配を行っていた国々への補償・賠償について、政府は講和条約などで決着済みとし、個人補償の請求はこれを退けてきました。しかし、戦時下における朝鮮や中国の人々のようす(→P.208)が明らかにされるにつれ、それらの人々にたいする責任問題が問われてきました(注1)。また、戦争に対する認識をめぐっても、近隣諸国からきびしい目が向けられています(注2)。「戦後」と「冷戦」が終わり、中国をはじめとする近隣諸国との貿易もさかんになったいま、真の友好関係を築くために、私たちはみずから日本の立場を自覚し、何をすべきか考える必要があります。</p> <p>(注1) 戦時中、慰安施設へ送られた女性や、日本軍人として徴兵された韓国・台湾の男性などの補償問題が裁判の場にもち込まれるようになりました。</p> <p>(注2) 1982年には、かつての日本軍の行動をめぐって、それを「侵略」ととらえるか、「進出」ととらえるかについての問題がおこり、中国や韓国・北朝鮮などから批判の声があがりました。</p> <p>※太字は引用者による。</p>	<p>戦後補償について一小節を設けて記述。他社にはない。また、側注で1982年の教科書問題について簡潔に記述。これらの点は評価できる。ただし、側注の文章だけでは教科書記述の問題であることがわからない。</p> <p>「講和条約」で決着済みとあるが、対日平和条約で国家間の賠償問題が決着したのは同条約で賠償請求権を放棄した国のみであり、不正確な記述である。また、「慰安施設へ送られた女性」というが、「慰安施設」が「強制売春施設」を直接指す用語とはいえ、表現がぼかさすぎている。</p>
東京書籍	215	【写真】	戦後補償を求めて裁判を起こした人―戦争中に連れてこられ、しいられた労働に対する補償を求め、いくつもの裁判が、日本の国や企業を相手に起こされています。写真は、企業と和解して記者会見する韓国の男性。	

日本書籍 新社	231	【さらに深める 学習(発展学 習コーナー)】 日本の戦後処 理	<p>1951年のサンフランシスコ講和会議で、アメリカは日本に賠償の支払いを求めないことを決め、各国に働きかけました。このため、多くの国がアメリカの方針にしたがいました。</p> <p>アメリカとしては、冷戦が激化するなかで、同盟国の日本との関係を強めようとしていたからです。しかし、アジア諸国のなかには反発も強く、結局、平和条約では、賠償の支払いを求める国は、日本との2国間交渉で賠償協定を結ぶこととされました。その結果、ビルマ(ミャンマー)・フィリピン・ベトナム・インドネシアに日本政府は賠償を支払いました。</p> <p>一方、ソ連は1956年の日ソ共同宣言で、中国は1972年の日中共同声明で、それぞれ賠償支払いを求めないことを決めました。また、韓国も1965年の日韓基本条約で同様のことを決め、その代わりに日本政府が経済援助を行うことになりました。</p> <p>日本政府は、こうした経過から、賠償などの戦後処理の問題は基本的に決着済みとの立場に立っています。しかし、日本から被害を受けた個人が補償を要求する権利まで各国の政府がうばうことができないという考え方もあります。事実、これにもとづいて、強制連行された人たちや南京事件の犠牲者たちなどが、日本政府による謝罪と補償を求めて、次々に裁判をおこなっています。</p> <p>同時にアジア諸国との間では「歴史認識」が大きな外交問題となっています。戦後の日本政府は、満州事変以降の一連の戦争が侵略戦争であることを明確な形では認めてきませんでした。そのため、アジア諸国の側には、根強い不信感が残りました。こうしたなかで、細川首相は1993年の議会での演説の中で、過去の「侵略行為や植民地支配」に対する「反省とおわび」を明言しました。また、村山首相は、1995年の戦後50年にあたっての談話の中で、「侵略」によってアジア諸国に「多大な損害と苦痛をあたえ」としています。日本政府の見解もこうして変わったのです。</p> <p>しかし、日本の国内では、過去の戦争を侵略戦争とは考えない人々も存在しています。歴史認識の問題は、今でも大きな議論のまとなる重要な問題の一つです。</p>	<p>戦後補償問題について充実した記述。「日韓会談」で植民地支配の清算について討議されたことが簡略ながら理解できる。ただし、請求権問題は日韓基本条約ではなく、日韓請求権及び経済協力協定で規定。</p> <p>また、「細川演説」「村山談話」など、歴史認識問題に対する日本側の対応についても記述。以上の諸点は充分評価できる。ただ、現行版にはこの文脈で元「慰安婦」の記述があったが、今回はない。この点は残念である。</p>
日本文教 出版			(該当する項目・記述なし)	現行版では「アジアからは戦争責任を問われつつけている」(233頁)とあるが、2005年度版にはなし。
扶桑社			(該当する項目・記述なし)	戦後補償・在日朝鮮人についての記述が全くない。